

第6回原子力損害賠償円滑化会議

日時 平成24年8月28日（火）15：30～17：25

場所 経済産業省本館17階西1第3特別会議室

開会

○守本参事官

それでは、定刻となりましたので、第6回原子力損害賠償円滑化会議を開催させていただきます。

皆様におかれましては、ご多忙のおりご参集いただきまして、ありがとうございます。

それでは、開催にあたりまして、まず柳澤光美経済産業副大臣からごあいさつをお願いいたします。

○柳澤副大臣

皆様、お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

昨年の12月にこの円滑化会議がスタートしまして、私も去年の9月5日に原子力災害の現地対策本部長をお受けしてもう1年になろうとしています。皆さんにご協力をいただき、4月1日に川内村、田村市、4月16日に南相馬市、7月11日は飯舘村の区域の見直し、そして、警戒区域にあります福島第二原発が立地する楢葉町の区域の見直しも終わりました。

その中で一番問題になってくるのは特に財物を中心とした賠償の問題でございます。私がずっと皆さんにお願いしてきたのは、一義的に東京電力の責任ということがあるとしても、これは政府、そして国がみんなで協力して進めなければいけないというお願いをして、政府も中に入らせていただいて、各市町村をできるだけ回って情報を集めて基準を出させていただき、東京電力さんのほうからも基準を7月に出させていただきました。

今、原災本部として私が一番苦しんでいますのは、総論のときよりもむしろ各論になってきて、除染の問題もそうです、賠償もそうです、また中間貯蔵も大きな議論になってくるんですが、一つひとつきちんと整理をして前に進める。私が原子力本部長を受けたときに一番の思いは、一日も早く一人でも多くの皆さんに戻っていただくのが最大の使命だと思って進めてきました。特にこれから賠償の問題は個別の課題、一人ひとりの方に親切丁寧にきちんと対応していく。

私は、現地本部のメンバー、リエゾン及び各市町村に派遣されているメンバーも全部福島に集めてこの勉強会をさせていただいております。それから、復興庁の実務者担当者会議でも、現地本部、それから復興庁復興局、それから環境再生事務所、県、含めて全員できちんと勉強をして、情報の共有化をして、それぞれが正しい情報をきちんと伝えていく。その中で、責任から逃げな

い、みんなで協力して進めよう。東京電力さんのほうにも、1万人を超える規模で人員が必要になってくる、特に2,000名から3,000名は専門的な質問に答えられるような体制をぜひとっていただきたい、これからが本当の取組になるという願いをさせていただいております。

今日は、今の状況を踏まえて皆様と情報の共有化をして、地域の皆様、避難をされている皆様を含めて納得をいただける、そして、一日も早く一人でも多くの皆さんに帰還をしていただくために、ぜひご協力いただきますことを心からお願い申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしく申し上げます。

○守本参事官

どうもありがとうございました。

続きまして、神本美恵子文部科学大臣政務官からごあいさつをお願いいたします。

○神本政務官

文部科学省の大臣政務官の神本美恵子でございます。本日はまた皆様お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

今、柳澤副大臣がおっしゃいましたように、昨年12月からこの円滑化会議を月1回のペースで、損害賠償を円滑に進める、しかも迅速に進めるために、関係者で集まって情報共有をして、迅速、円滑な損害賠償を進めていこうということで、今日に至っております。4月に第5回をして、ちょっと間があいておりますけれども、本日は第6回目ということでございます。

私ども文部科学省としましては、紛争解決センターを紛争審査会の下に設けておりますが、そこにおいては、7月に福島県内に郡山センターのほか4カ所に支所を開設したほか、調査官の人員増強、今年の3月以降毎月400件を超える申立件数がございます。詳しくは後で報告があると思っておりますけれども、それにきちんと対応できるようにということで調査官の人員増強。そして、8月になりまして、東京の事務所も手狭になっておりますので、さらに拡充をするなど態勢強化を進めてきたところでございます。さらに、和解業務を円滑に推進するためにということで、業務運営の改善を図る、また、新たに総括基準を4本策定して公表するなど、迅速な救済に努めているところでございます。

東京電力におかれましては、ここにずっと参加していただいていた廣瀬常務が新社長になられまして、引き続き、指針に明記されていない損害について柔軟な対応はもとよりですけれども、請求者の皆さんに対して丁寧な説明を徹底していただきたいということもここでお願いをしたいと思います。

本日も前向きな意見交換をしながら、情報を共有して、前に進めていける議論になりますこと

を心からお願いをして、あいさつにしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○守本参事官

どうもありがとうございました。

出席者のご紹介でございますが、人事異動等ございましたので、まずそちらのほうからご紹介いたします。

まず、東京電力の内藤副社長でございます。

○内藤副社長

初めてお目にかかります。東京電力の内藤でございます。廣瀬の後を受けまして、原子力損害賠償、あるいは、福島を中心とした地域支援の担当の本部長を仰せつかっております。

後先になりましたけれども、今回の私どもの福島の原子力事故によりまして、ここにお集まりの皆さんはもちろん、福島県民の皆様、あるいは、日本国中の皆様にご迷惑、ご心配をおかけしておりますことを改めておわびを申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○守本参事官

ありがとうございました。

続きまして、資源エネルギー庁原子力損害対応室の新室長、私の後任にあたりますが、森本室長。ちょっとややこしいですが。

○森本室長

森本でございます。名字が同じなのですが、字が違います。よろしくお願いいたします。

○守本参事官

それでは、その他の今日の参加者のお名前をご紹介します。

向かって左のほうから、文部科学省原子力損害賠償対策室の篠崎総括次長でございますが、会議のため少し遅れて到着するというところでございます。

それから、原子力損害賠償紛争解決センターの野山室長でございます。

文部科学省原子力損害対策室の楠目次長でございます。

それから、右のほうでございますけれども、原子力損害賠償支援機構の丸島理事でございます。

同じく保佐福島所長でございます。

内藤副社長を飛ばさせていただきます、東京電力の小川福島原子力補償相談室長でございます。

それから、内閣府被災者生活支援チームの児嶋参事官でございます。

私の左が、資源エネルギー庁電力・ガス事業部長の糟谷でございます。

あとは事務局になりますけれども、本日は、いつも福島に常駐しております杉本企画官、それから、補佐の市川が出ております。

司会は守本が担当させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

プレスの方いらっしゃったらご退席をお願いいたします。

(プレス 退席)

○守本参事官

それでは、本日の円滑化会議では、恒例ですけれども、東京電力の賠償の進捗状況、それから、ADRセンターの和解仲介手続の状況について、ご報告をいただくとともに、区域の見直しの現状、それから、新基準に伴って今後検討が必要となってくる論点につきまして議論してまいりたいと思います。

お手元に議題がございますけれども、まず議題の(1)に関連いたしまして、資料1の原子力損害賠償の進捗状況について、東京電力のほうからご説明をお願いいたします。

○内藤副社長

それでは、私のほうから、資料1、原子力損害賠償の進捗状況につきまして、ご説明をさせていただきますと思います。

まず、シートの1ですけれども、請求書の受領・確認状況につきまして、自主的避難等を除く部分についてご報告いたしたいと思います。個人の方からの請求書につきましては、仮払補償金をお支払いした方々約16万5,900人のうち、約13万4,900人、およそ81%の方々から本賠償の請求書を受領しております。

この請求率につきましては、これまで世帯数ベースでの割合をお示ししてまいりましたけれども、今回から、資料に記載のとおり、仮払補償金をお支払いした方々のうち本賠償を請求された方々ということで、人数ベースでの割合に変更しております。これは、ご家族が分散して避難されるなどによりまして、同じ世帯でも請求上世帯を分割されるケースが増えてきているということで、請求世帯数に基づき請求率を計算いたしますと、実際の請求率よりも大きくなっているということが確認できましたことから、人数による算出に変更いたしました。

ここはご質問の出るところかと思しますので、あらかじめ申し上げますと、今回、従来どおり世帯数ベースで請求率を計算いたしますと、ほぼ100%になってしまいます。また、前回、4月ですけれども、今回のように人数ベースでの請求率を計算いたしますと、69%ということで、今回ベースで言いますと、4月に69%だったものが今回は81%ということでご理解いただければと思います。

さらに、請求書類の到着から必要書類の確認までに要する日数ですが、現在、個人で約19日、法人で約12日ということで、下のグラフにお示ししてあるとおりでございます。合意書を受領してからお支払いさせていただくまでの日数も、個人・法人とも約7日ということで、総じて安定的に対応させていただいているものと考えております。

続きまして、シートの2、自主的避難や財物に関する請求書の受領・確認状況でございます。自主的避難等につきましては、3月9日から受付を開始しておりまして、指針に記載された地域におきましては、これまで約144万人の方々に対し約2,547億円をお支払いいたしました。妊婦・子どもおよそ29万人のうち、実際に避難したとの申出をいただいた24万人の方々に対しまして、賠償金額として60万円をお支払いしている状況でございます。

また、福島県県南地域に対しましても、当社として個別に事故との相当因果関係を認めまして、6月11日より受付を開始し、これまでに約59億円をお支払いいたしました。

さらに、同様に宮城県の丸森町につきましても、8月20日から受付を開始させていただいております。

財物の賠償につきましては、7月24日にプレス発表させていただきまして、7月31日から避難指示区域内の建物の修復費用等に係る賠償金の先行支払いの受付を開始いたしました。これまで約2万4,400通の請求書類を送付いたしまして、約6,500通の請求書を受領するとともに、100億円を超える額をお支払いいたしました。

同時に、避難指示区域外につきましても、旧緊急時避難準備区域等における住宅等の補修・清掃費用に係る賠償金の支払いについて請求書の送付あるいは受付を開始したところでございます。

続きまして、シートの3、合意書の返送状況についてご報告をいたします。賠償の協議が整いまして、当社から合意書を送付させていただいた件数は、これまでに累計で、個人約13万5,300件、法人約8万件でございます。このうち、合意書の返送をいただいたものは、個人で約12万6,700件、法人で約7万6,300件に達しております。ただ、円グラフでお示しいたしましたように、個人あるいは法人いずれも、合意書の返送待ちが1カ月を超える、つまり4週間以上という灰色の部分ですけれども、こういったまだいただけていない分もあるということでございます。

続きまして、シートの4、賠償金の支払実績につきましてお示ししております。グラフのとおり、賠償金のお支払いをしっかりと継続させていただいております。現在、8月24日時点で1兆1,500億円を上回る金額となっております。

続きまして、一枚物の紙を添付しております。中間指針に明示されていない損害に対する賠償の対応状況ということでございますけれども、これは請求受付を開始した損害をまとめております。中間指針に明示されていない損害の部分でございまして、この中で自主的避難等に係る損害

の賠償地域の拡大及び観光風評被害の賠償地域の拡大についてご説明しておりますけれども、本日この場では特に2の(1)千葉県観光風評に関する賠償地域の拡大につきまして、若干のご説明をさせていただきます。

外房の内陸部から内房地域にかけまして、ご請求者様及びその団体様から様々なデータをご提示いただきまして、双方で協議を重ねてまいりました。その結果、昨年3月の事故発生から5月まで、さらには6月から8月まで、9月から年末までの期間で、それぞれ実態に応じ逸失利益の算出方法や当社の事故以外の要因による売上減少率について、昨年末を終期とすることも含めて合意に達しまして、現在お支払いを進めているところでございます。

裏面の(2)は宮城県丸森町における観光風評被害についてですけれども、これも逸失利益の算定方法について、事故発生からの期間に応じまして、当社事故以外の要因の寄与率に変化を持たせまして、福島県内並みの賠償内容となっておりますけれども、これをもってご了解いただき、既に8月21日から受付を開始しております。

私からの説明は以上でございます。

○守本参事官

どうもありがとうございました。

ただいまの説明に関連いたしましてご質問、ご意見等あれば、お願いいたしたいと思っております。

ちょっと1件質問をさせていただいてよろしいですか。3ページの下の円グラフで、個人6,300とあるのですが、この6,300というのはどういう数字なのでしょうか。

○小川室長

これは現時点でまだ合意書の……。すみません、例えば、個人で見させていただきますと、既に合意書を発行しているものが13万5,300件でございます。それから、既に合意済みの件数が12万6,700件でして、この差が、3,300+5,300ですから、8,600となります。そのうち、下の※2にございませとおり、支払予定額が0円、つまり、賠償額はあるのですが、支払済みの仮払補償金で充当すると、現実的にお支払いするものがないといったものが2,200件ございまして、これを差し引くと6,400となりますが、ほぼその数と、そういうことでございます。申しわけございません。

○守本参事官

ありがとうございました。ほかにごございますでしょうか。

ないようでしたら、また後で戻っていただいても結構でございますので、次に進みたいと思っております。

続きまして、議題(2)のほうに移りたいと思っております。原子力損害賠償紛争解決センターの申立状況につきまして、文部科学省からご説明をお願いいたします。

○野山室長

それでは、紛争解決センターの野山のほうからご説明いたします。お手元の資料2、二枚紙がありますが、上のほうの横長の表がいつもお示ししている表でございますので、まずこれに基づきまして、現在までの概況を簡単に説明させていただきたいと思っております。

当センターが申立の受付を開始したのは昨年9月1日でございますので、間もなく1年を経過するということでございます。ここの数字は8月24日、先週の金曜日現在の数字が載っております。先ほど政務官からもお話がありまして、今年の3月からずっと月間の申立件数が400件台で推移しており、結構大変な状況でございます。

今月は、275というのが先週末で、今週、きのうから5日間ワーキングデイがございます。最近、大ざっぱにワーキングデイ1日当たり平均20件余りくると思っておりますので、あと5日間で100件足すと375。ただ、月末にいっぱいいくことも今までの経験上ありますので、やはり400いく可能性もあるだろうと予測しております。8月は活動が若干低下する月でございますので、申立が減少傾向に入ったと見るのはちょっと気が早すぎるだろうと思っております。

この1年間の年間申立件数が既に3,600で4,000近くあります。仮に月間400件で、12カ月受けるとすると4,800、月間500だと6,000件、これは日本の地方の高等裁判所所在地の本庁の民事訴訟の年間新受件数よりも多い数でございます。非常に大変な数の処理を迫られているなど感じているところでございます。

それから、既済件数です。いつも表を改めればよいと思うんですが、既済件数欄に書いてある数字は、下の和解成立のうちの全部和解の欄と和解打切りの欄と取下げの欄の合計が既済件数ということになるわけでございます。先週末現在で864件、申立全件数の二十数パーセントが既済に至っております。月ごとの既済件数の推移を見ていただければわかりますとおり、6月ぐらいから大分増えてきたと、先月215、今月も、先週末で185ですので、恐らく200は超えるだろうと思っております。

しかしながら、数字を見れば一目瞭然でございますが、400件台の申立があり、200件台の処理をするというのでは事件がたまっていく一方でございます。審理の平均期間も、数カ月前まではおおむね5カ月と言っていたのですが、最近は大体6カ月だろうと見ております。それから、申立件数の半分しか処理できないという状況が続けば、毎月平均審理期間が0.5カ月延びるという計算になります。これでは被災者のためにはならないということで、何とか申立件数並みの処理件数に持っていくことが当センターに課せられた使命であると思っております。

対策につきましては、いつもこの会で言っておりますとおり、大きな2つの柱がございます。1つは、審理の簡素化、無駄なことはやらずに必要なことだけをやって早期に和解案を出す、あ

るいは、打ち切るべきは打ち切るということ。2つ目が人員の増強ということでございます。仲介委員につきましては、今年の5月前後に、それまで約130名であったのを約200名の態勢に増やしまして、仲介委員のほうは若干余裕のある状況であると言えるかと思いますが、調査官のほうは、今年の春先に約40名ぐらいまで増えたきり、増員が実現しておりませんで、6月ぐらいから東京三弁護士会などをお願いして、いっぱい募集をするのでぜひ適切な方が応募するようにいろいろ働きかけていただきたいということをお願いし、弁護士会に行って説明会をすとかいろいろな努力を行いました。

今のところ40名をまずは倍増するという計画で始めたわけですが、来月から20名弱の調査官が増えると。それから、現在その効果がありまして、応募者が毎日のように増えておりますので、その中から面接等をして適任の方をどんどん任命していこうということで、10月、11月にかけて倍増を実現していこうという状況でございます。これにつきましては、文部科学省本省、内閣官房、財務省関係の方々の理解を得まして、物的手当、人的手当が実現できたわけでございます。

それから、政務官のお話にもありまして、今月の最初の週末明けの月曜日から、従前の新橋の事務所が手狭になりましたので、虎の門と新橋の間にある新しい事務所に移転いたしまして、調査官80名と言わず100名以上でも収容できるだけのスペースを用意いたしまして、事件が増えても大幅に人員を増やして対応できるという体制をつくっているところでございます。

それから、2枚目の紙で特徴的なところを何点か補足したいと思います。まず、申立件数のうち個人申立と法人申立の比率が昨年の9月から出ております。大きなトレンドとして法人2割、個人8割ということをおっしゃっていましたが、その大きなトレンドは変わっていない、法人が3割以上になった月はないという意味で、そういう感じかなということがございます。

それから、我々はつい件数で事件数を評価して終わりということにしてしまいがちなのですが、人数が大事だという指摘が各方面からございます。ここでは、申立人数も各月ごとに書いてあります。申立人数で特徴的なことは、最近では申立件数に対する申立人数の比率が高いということですね。例えば、一番上の昨年の欄を見ますと、件数の2倍から2倍強ぐらいが申立人数なわけですが、最近では3倍、4倍みたいな数字になっております。これはどういうことかと言いますと、集団申立が非常に増えているということでございます。50人、100人、一番多いのは何百人単位で集団で申し立ててこられる事件がある、これに対する対応もしっかりやっていきたいと思っております。

それから、申立の弁護士代理件数でございます。これがやはり2割前後で推移していたのですが、最近では3割以上に増えているということです。これもちょっと申しわけないのですが、件数ベースで出しておりますが、件数ベースではわからない。特に集団申立は弁護士代理がついてい

る事件がほとんどでございますので、最近の月だけ担当者にざっと数えてもらったということで、お配りはしておりませんが、人数ベースでは個人の申立の弁護士代理率が6月以降50%を越しております。6月は76%です。これは800人とかいう集団申立があったせいだと思います。7月も61%、8月も66%。これはざっと調べて概算で出しておりますので、後に正確に出したら数字が違ってくるかもしれませんが、そういうことで集団申立が非常に増えている関係で、弁護士代理率も人数ベースで言うと非常に高くなっているということが言えるかと思えます。

概況は以上でございます、引き続き申立のあった事件の処理に精力的に取り組んでいきたいと思えます。

それから、参考5で前回以降の総括基準等を配付させていただきましたので、お読みいただければと思えます。

以上でございます。

○守本参事官

ありがとうございました。

では、ただいまの説明に関連いたしましてご質問、ご意見等ありましたら、お願いいたします。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、これもまた後でご質問等あれば戻ってきていただくということにいたしまして、次の議題、3番に入りたいと思えます。警戒区域、避難指示区域等の見直しの状況でございます。

これについては、被災者支援チームからご説明をお願いいたします。

○児嶋参事官

内閣府原子力被災者生活支援チームの参事官の児嶋でございます。既に皆様ご承知の内容ではあると思えますけれども、警戒区域と避難指示区域の見直しのこれまでの推移と現状について確認させていただきたいと思えます。

まず、昨年の12月26日、原子力災害対策本部で区域見直しの基本的考え方を決定しております。この内容は、警戒区域の解除、避難指示区域を避難指示解除準備区域と居住制限区域と帰還困難区域の3区分に見直すことであります。これに従いまして、これまで原子力災害対策本部を3月、6月、7月の3回開催いたしまして、対象となります11市町村のうち協議の調った市町村の区域見直しについて、原災本部において順次決定してきたところであります。

資料3の1ページ目が3回開催したうちの3月30日に決定した内容であります。この内容は、まず川内村につきまして、村内の警戒区域を解除して、避難指示区域を居住制限区域と避難指示解除準備区域に設定する、この見直しを4月1日に行う。同様に、田村市につきまして、市内の警戒区域を解除して、避難指示区域を避難指示解除準備区域に設定するという見直しを同じく4

月1日に行う。そして、南相馬市について、市内の警戒区域を解除し、避難指示区域を帰還困難区域と居住制限と避難指示解除準備区域に設定するという見直しを4月16日に行うという見直しであります。

2ページ目に移りまして、この日の会議では、このほかに特定避難勧奨地点につきまして、解除後1年間の積算線量が20ミリシーベルト以下となることが確実であるということが確認された場合には、解除するというルールも決定されたところであります。これに従いまして、今、関係自治体との協議を続けておりますけれども、今のところ解除の実績はございません。

3ページ目をご覧ください。カラーだとよかったですけれども、左の地図が見直し前の状況であります。福島第一原子力発電所から半径20キロメートルのエリアが立入禁止となっております警戒区域であります。なお、この地図では省略しておりますけれども、警戒区域は正確には海の上もカバーした半径20キロの円の形をしております。左上に延びております計画的避難区域は半径20キロメートルより外側にありまして、事故から1年の積算線量が20ミリシーベルトに達するおそれがある地域であります。この計画的避難区域と警戒区域の両区域を合わせたエリア全体を避難指示区域と呼んでおります。

これに対して、右側の地図が見直し後の状況であります。避難指示解除準備区域は、年間積算線量が20ミリシーベルト以下となることが確実であることが確認されたエリアであります。それから、居住制限区域は、現時点からの年間積算線量が20ミリシーベルトを超えるおそれがあり、住民の被ばく線量を低減する観点から引き続き避難を継続することを求めるという地域であります。そして、帰還困難区域が1カ所ありますけれども、これは5年間を経過してもなお年間積算線量が20ミリシーベルト下回らないおそれのある、すなわち現時点で年間積算線量が50ミリシーベルト超というエリアでございます。

次に4ページをご覧ください。これが6月15日の原子力災害対策本部で決定した内容であります。このときは、飯館村につきまして、村内の計画的避難区域を避難指示解除準備区域と居住制限区域、帰還困難区域の3つに見直しして、この見直しを7月17日に行うというものであります。

次の5ページをご覧ください。この見直しの結果、飯館村の区域見直しの線引きはこの地図のようになっております。

次に6ページをご覧ください。これは直近の7月31日の原子力災害対策本部で決定した内容であります。これは、楡葉町につきまして、陸域の避難指示区域を避難指示解除準備区域に見直しして、前面海域の避難指示区域を解除して、陸域及び前面海域の警戒区域を解除するという内容の見直しを8月10日に行うというものです。

また、富岡町、大熊町、双葉町及び浪江町につきましては、福島第一原子力発電所から半径20

キロ以内の海域であって、陸から約5キロから東側の海域については避難指示区域と警戒区域を解除する、この見直しも檜葉町と同じ8月10日に行うというものであります。

それを図にあらわしたのが7ページであります。7ページの左はこの見直し前の状況を示す地図であります。右が8月10日以降の今の状況を示す地図であります。ご覧いただきますとおり、檜葉町は20キロメートル圏内の陸域の全域が避難指示解除準備区域になりました。また、海の警戒区域もこの図のように縮小されたところであります。

ちなみに、海の警戒区域を縮小した理由ですけれども、警戒区域が半径20キロに設定されていることで、周辺海域を航行する漁船などが警戒区域の外側を今までは迂回しなければいけなかったということで、海上交通の安全性、利便性が損なわれていたからであります。海上保安庁の巡視船による海からの警戒監視が適切に行われる距離として5キロメートルというのが事実上適切だからということで、5キロメートルとしております。

以上から、海域における線量がバックグラウンドと同等に十分低いということを確認した上で、警戒区域を縮小したというものであります。

なお、この避難指示解除準備区域でありますけれども、これは準備区域でありまして、引き続き避難指示そのものは継続されているわけです。避難指示の解除がいつになるかということ、今後、日常生活に必要なインフラとか生活関連サービスがおおむね復旧し、子どもの生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗した段階で、県・市町村・住民との十分な協議を踏まえて行うこととなります。

この解除にあたりましては、地域の実情を十分に考慮する必要があることから、一律の取扱いとはせず、関係するそれぞれの市町村が最も適当と考える時期、また、同一市町村であっても段階的に解除することも可能であると。

これが昨年の12月26日の原災本部決定に記されているところであります。

最後に、現状においても区域の見直しについてまだ調整が調っていない町村、すなわち川俣町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村がそうなのですが、これらの町村についても地元のご意向をしっかりと踏まえつつ、できるだけ早期に関係者の合意が得られて、早期の帰還に結びつくように引き続き全力を尽くしたいと思っております。

説明は以上であります。

○守本参事官

ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に関連してご質問、ご意見等あれば、よろしくお願ひいたします。

よろしゅうございますでしょうか。ちょっと質問というかお願ひですけれども、先ほどの中で

も少し触れられましたけれども、今現在この警戒区域が解除されていないものについて、現時点で言えることは少ないのかもしれませんが、その見通しのようなものがあればお話しいただければと思うのですが。

○児嶋参事官

解除の見通しでしょうか。

○守本参事官

はい、区域見直し。

○児嶋参事官

そうですね、これはなかなか難しいと思います。区域の見直しは地元との協議を踏まえて検討していくものでありますので、一概には申し上げられないと、地元のご意向をしっかりと踏まえて、いずれにせよできるだけ速やかに協議を進めていきたいと思っております。

○柳澤副大臣

一点いいですか、この経過で。区域の見直しで、帰還困難区域は5年間全額お金が出るというような流れが基準の中で動きましたから、5年間全員で帰らないようにしようという、帰ろうとするところに対する逆ブレーキみたいな現象も賠償の基準が出る中で起きてきているのも事実であります。今、現地本部も含めてできるだけ市町村にお伺いをして、復興庁あるいは再生事務所も含めてできるだけ早く除染をして、インフラ整備をして、帰ることに全力を挙げるので、5年間帰らないというような宣言をできるだけしないでいただきたいというお願いに大変苦勞をしているというのが実態でございます。

どちらにしても、私は一人でも多くの方に一日も早く戻っていただけるということを大切にしたいと思っておりますけれども、賠償もそうですし、中間貯蔵の決定も含めてこれからいろいろな問題が、個別に、市町村によっても、あるいは、住民の皆さんにとってもいろいろな声が出てきますので、この円滑化会議もそうなのですが、情報の共有化をして一つひとつ前へ進めるということに、皆様にもご協力とご尽力をいただければと思っております。

担当者だけには任せないように政府としても、今週の土曜日には復興局の吉田本部長が、日曜日は私が出かけて、富岡町の住民説明会に、必要があれば政務もきちんと出て、住民の皆さんの声と、それに対するお願いもして、できるだけ真正面から取り組んでいきたいと考えております。

○守本参事官

ありがとうございました。

今のコメントも含めましてさらにご質問等あれば、お願いいたします。

それでは、またこれも賠償との絡みで後ほど出てくればご質問等をいただくことにしまして、

先に進めたいと思います。

それでは、議題（４）、今後検討が必要な主な論点について、資料４につきまして、事務局から説明を行います。

よろしくお願いいたします。

○市川課長補佐

事務局から資料４－１に基づいてご説明させていただきます。

資料４－１、今後検討が必要な主な論点等ということでございますけれども、避難指示区域の見直しに伴う賠償基準につきましては、先月７月２０日に国がその考え方を示し、同月２４日に東京電力が具体的な賠償基準を公表いたしましたところでございます。しかしながら、「賠償基準の考え方」において、今後の進め方として、継続して検討中の論点も残されており、また、今後、賠償基準として対応すべき具体的な問題点が明らかになる場合には、政府が関係市町村等と必要な調整を行い、最終的には東京電力が追加的な賠償基準を策定すること等によって対応するという進め方を定めております。

これを踏まえまして、現在、残された論点について鋭意検討を進めているところでございますけれども、それとともに、この賠償基準の考え方及び東京電力の賠償基準公表後におきまして、関係自治体との協議等を通じてさらに明らかになってきた問題点、さらに詰めなければいけない部分がいろいろと出てきております。これにつきまして検討・調整を開始しているところでございますけれども、この点につきまして、具体的な論点、問題点及びこれらの論点に対する検討の方向性、今後の見通し等について、ご紹介させていただきたいと思っております。

まず１つ目、継続して検討中の論点でございます。これは、国が「賠償基準の考え方」を示し、一定の具体的な基準については示したのですが、さらにその時点で検討が必要だということを明記させていただいた上で、継続検討にしているものでございます。

１点目といたしまして、建物の賠償に係る個別評価でございます。

①の論点といたしまして、建物の賠償については、様々な事情により固定資産税評価額又は建築着工統計による平均新築単価を用いた算定方式が適用できない場合には別途個別評価を行うこととしているところでございます。別途、個別評価をする具体的な個別評価の手法を確立する必要があるということになっております。

検討の方向といたしましては、固定資産税評価額、建築着工統計に用いた平均新築単価を用いた算定額では適切に賠償額を算定できない場合がある、いわゆる「工事費が高い建物」とか、「築年数が古い建物」、「建築様式が特殊で仕様が古い建物」に対しては、通常よりも高く評価できる要件について、被害者の方々、請求者の方々に事前に説明を行い、請求に基づき請負契約書や竣

工図面等から実際の取得金額や内訳を確認する方法、もしくは固定資産税評価額と同等の手法で再評価する方法にて個別評価し、賠償額を算定するという方向で検討していきたいと考えております。なお、この検討にあたりまして、個別評価を実施した場合に額がより低く算定されないような配慮をするという観点も加えて検討を行うこととしております。

ページをおめくりいただいて2ページでございます。これらについて、今後の見通し、今後のスケジュールでございます。土地、建物、家財に係る賠償の受付開始前に具体的な手法を検討し、関係自治体と調整、ご意見を伺った上で、個別の評価方法について周知を図ることを考えております。

(2)、事業用の不動産等の賠償についてでございます。

論点といたしまして、田畑、森林については、現在、東京電力の基準でも別途検討とされているところでございますけれども、田畑、森林につきましては、収益性は営業損害の賠償に反映することを基本とし、加えて資産価値についても別途賠償を行うこととしますが、具体的な評価方法を策定する必要があるということになっております。

②の検討の方向性でございます。田畑については、宅地や住宅と比べて固定資産税評価額との実態が大きく異なっていることから、固定資産税評価額ではなく、税制上の財産評価、例えば相続税を算定する際に用いる評価等々でございますけれども、その財産評価の考え方を参考に固定資産税評価額に地域、例えば大字単位なりを想定しておりますが、ごとの評価倍率と実勢価格調整係数を乗じて算定する方法を現在検討しているところでございます。

森林につきましても、土地は田畑と同様に税制上の財産価値の考え方を参考に、固定資産税評価額に大字単位を想定した地域ごとの評価倍率と実勢価格調整係数を乗じて算定するという方向で検討していくこととしております。なお、立木につきましては、木の種類とか、林の種類、林齢等に基づいて算定する方法を検討することとしております。

これらの基準についての今後の見通しでございますが、田畑、森林については、基準案を検討後、双葉地方町村及び福島県と国との協議会（8+1+1会合）における意見聴取や、それ以外の関係4市町村の求めがあればそれらの意見もお伺いした上で、これを踏まえて検討することとしたいと考えております。田畑、森林につきましては、明示的に8+1+1でしっかり自治体とお話しするというようなお約束をさせていただいていることから、この場で検討案をお諮りし、調整をさせていただいた上で、基準の策定をしたいと考えております。

(3)、家財賠償に係る個別評価についてでございます。

論点といたしまして、家財に係る賠償については、家族構成に応じて算定した定額による賠償を基本としているところでございますが、損害の総額が定額を上回るがあった場合には、個

別の評価による賠償も選択可能としているところでございます。一方、選択可能としてはおりま
すけれども、まだ具体的な個別の評価方法が確立されておりませんので、個別の評価手法を早急
に確立する必要があるということでございます。

検討の方向性といたしましては、定額賠償では考慮されていない高額家財、非常に高級な仏壇
などが例示として挙げられておりますけれども、こういうものについて管理不能による価値毀損
があった場合は、清掃・修理費用等の実費を賠償することとする。また、高額家財については、
持ち出し等にかかる増分費用が生じた場合、追加的な費用を賠償する。このような方向性で
具体的な基準を検討していきたいと考えております。

今後の見通しにつきましては、土地、建物、家財に係る賠償の受付前に具体的な手法を検討し、
関係自治体と調整の上、周知を図ることとしたいと考えております。

(4)、漁業に係る営業損害の一括払いについてでございます。営業損害については、既に東京
電力においても業種による一括払いの賠償基準を公表しておりますが、その中で漁業については
別途検討ということにされております。

論点でございますけれども、避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の策定に伴い、区域内の事
業者に対し業種に応じ一定年数分の営業損害を一括で支払うこととしているところでありますが、
漁業については具体的な年数等がまだ決められていないため、これらを決める必要があるとい
うことでございます。

検討の方向性でございます。検討の方向性としては、他の業種の賠償基準の考え方を基本的
には踏まえつつ、海域の汚染状況や漁業経営の実態に即した賠償の対象範囲や賠償方法について
検討の上、賠償基準を策定することとしたいと考えております。

今後の見通しにつきましては、漁業の営業損害については、漁連さん等々の団体でございま
すけれども、団体からの請求のみであるため、団体ともう既に協議を始めておりますけれども、引
き続きお話し合いをさせていただき、漁業の実態を踏まえた賠償基準を策定することとして
おります。

今までご紹介したものが賠償基準の考え方で、継続的に賠償の詳細について検討が必要とされ
ていた事項でございます。

次からご説明させていただくものにつきましては、賠償基準の公表後に住民説明会等々又は自
治体との協議において出てきた論点、問題点等の主なものを記載させていただいております。

まず1つ目が津波・地震被害と賠償との関係についてでございます。

論点といたしましては、津波・地震による損害は、これは原子力損害ではないということで、
東京電力の対象外ということではありますが、これらの損害と原子力損害が複合的である場合には、

例えば建物の損壊割合等により損害の一定割合を賠償することという方向で考えているところ。具体的な賠償基準を早急に策定する必要があると考えております。

検討の方向性といたしましては、津波や地震による被害については、今申し上げましたように、原則、賠償の対象外であります。例えば、津波・地震により被害を受け、その後、原発事故により立ち入りが制限されたために修復ができず被害が拡大した場合などについては、その拡大した被害については賠償の対象としたいと考えております。

詳細を申しますと、宅地（土地）については、津波・地震による直接の被害は受けていないとみなし、賠償額からいわゆる原子力損害以外の要因は控除いたしません。

建物につきましては、津波・地震による損壊状況に応じ、一定割合を賠償額から控除するものとし、建物内部の家財・償却資産・棚卸資産については、建物自体が倒壊又は流出した場合については賠償の対象外とする。逆に言うと、これ以外については一定の範囲で賠償の対象になると考えております。

今後の見通しでございます。津波・地震による損害と原子力損害が複合的である場合の賠償基準については、8 + 1 + 1 会合における意見聴取やそれ以外の関係 4 市町村からの求めがある場合にはそれに応じ、意見をよくお伺いした上で、これらを踏まえて具体的な賠償基準を策定したいと考えております。

次に（2）の「相当期間」でございます。

論点といたしまして、中間指針の第二次追補におきましては、「中間指針において避難費用及び精神的損害が特段の事情がある場合を除き賠償の対象とはならないとしている、『避難指示等の解除等から相当期間経過後』の『相当期間』は、避難指示区域については今後の状況を踏まえて判断されるべきものとする。」とされており、適切な時期に「相当期間」について検討する必要があると考えております。

これは、避難指示が今後解除された場合に、解除の時点をもって賠償が打ち切りというわけではなく、一定の相当期間をもって賠償が収束ということになっておりますけれども、その相当期間について今の時点では具体的に決められておりませんので、この相当期間についても可能であればしっかりと決めていく必要があるということが論点でございます。

検討の方向性と今後の見通しでございます。避難指示解除の検討状況が明確になった段階で、それを踏まえて「相当期間」について検討を行うこととしております。

（3）、避難指示区域内における被害者に対する避難・帰宅費用等の一括払いについてでございます。

論点といたしまして、現在、避難指示区域内の被害者に対する避難・帰宅費用等の賠償につい

ては、請求期間ごとに実費に基づき賠償しているところでございます。今回の避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の見直しに伴い、これらの費用を前もって一括で支払うこととしております。これについての具体的な賠償額を定める必要があると考えております。

検討の方向性として、避難・帰宅費用については、避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域の各地域の特性、どのぐらいの線量で、どのぐらいの見通しで入れるのかというような特性を踏まえつつ、対象区間内において被害者が負担することが想定される費用を算定し、これに基づき各区域ごとの賠償額を定めることとしたいと考えております。

今後の見通しとして、現在、具体的な賠償額を定めるため、東京電力において検討をしております。この検討が固まり次第、可能な限り早期に具体的な賠償基準を公表させたいと考えております。

次に（４）、営業損害・就労不能損害に係る賠償の課税についてでございます。

論点として、避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の策定に伴い、営業損害、就労不能損害については、一定年数分を一括払いすることとしております。一括で支払いを受けることにより、個人、個人事業主については、累進課税により従来よりも高税率となってしまうたり、一方、事業者においては賠償金の受取りの事業年度において多額の納税を余儀なくされるおそれがあることから、課税上の配慮が必要と考えております。

検討の方向性として、一括払いによる追加的な納税が可能な限り発生しないよう、税法令の解釈や、東京電力が被害者の方と交わす合意の仕方を工夫し、追加的な納税が発生しないようにしたいということを考えております。

今後の見通しでございますが、現在、国税庁及び財務省が、資源エネルギー庁と東京電力も一緒にやらせていただいておりますけれども、調整を行っており、調整が整い次第、その内容について広く周知を図りたいと考えております。

今までの賠償基準又はその詳細についての論点でございます。それ以外に、賠償金の支払いを実際に行う執行の面で、大きく２つ取り組まなければいけない論点がございます。

１つ目が、個人所有物の修復費用等に係る賠償金の先行払いについて、不動産登記以外の確認方法についてということでございます。東京電力が行う財物に係る先行払いにつきましては、その証票として不動産登記を求めておりますけれども、必ずしもすべての被害者の方々が登記を正確にやっているわけではございません。この点につきまして、登記以外の方法で東京電力が被害者の方を確認できるような方法を早急に検討、調整をし、執行方法を固める必要がございます。

もう１つの論点として、土地・建物に係る賠償にあたっての資産情報取得、いわゆる固定資産課税台帳に記載される情報の取得でございます。固定資産課税台帳に記載される財産の

情報というのは秘匿性が高いものでございまして、自治体がこの情報については保有しておりますけれども、東京電力が簡単にもらえるものではございません。基本的には委任状なり被害者の同意を得るといような形を前提に、情報の取得をどれだけ効率的にできるかというような方策について現在検討しているところでございます。

資料4-1につきましては、以上でございます。

○守本参事官

まだ若干資料はございますけれども、ここで一回切りまして、非常に細かい話がたくさん出てきましたので、一度ここでご質問等を受け付けることにさせていただきたいと思っております。

できれば、もう既に市町村と調整を開始している案件が幾つかあると思うので、その状況を、口頭で結構ですから、紹介してもらったほうがいいと思っております。

○市川課長補佐

今少しご説明を申し上げましたけれども、既に自治体と調整をしている案件もございまして。その中で、田畑につきましては、既に一度、JAさんたちにも東京電力からご説明していると思っておりますけれども、これに加えて、来週予定されております、9月4日の8+1+1の事務会合の場において、田畑、森林についての賠償の考え方をご紹介させていただき、かつ、ご意見等を伺って、自治体の調整を図る予定としております。

もう一つ、津波・地震についても同じタイミングでやらせていただきたいと思いますと思っております。現在、東京電力において、私ども資源エネルギー庁も一緒に議論させていただいておりますけれども、津波・地震についても詳細に検討しております。これについて来週、自治体に私どもの考え方をお示しし、そこで意見を伺い、調整を進め、早く成案を得るといこととしております。

もう一つ、具体的な動きといたしましては、最後に申し上げました資産情報の取得、固定資産課税台帳の情報です。これは、先週、福島県さんにお話を聞いていただき、あさつての木曜日に関係の12市町村の賠償と、税の担当者の方々にお集まりいただいて、固定資産課題台帳の迅速な取得の方法について、幾つか私どもの検討案をご紹介してご相談させていただきたいと思っております。ここでまた実態を踏まえてご意見をいただいて、可能な限り早期に、できれば来月、再来月には具体的に制度を固めて、可能な限り早く財物の本賠償も始めたいと考えております。

以上でございます。

○守本参事官

ありがとうございました。

それでは、今の点も含めましてご質問、ご意見、よろしく願いいたします。

もし差し支えなければ、保任事務所長、住民からいろいろとご意見を聞いていると伺っている

ので、ご紹介いただければと思います。

○保住所長

事務所長の保住です。私が聞いているのは、資料4-2の住民説明会等におけるよくある質問ということで、幾つかご指摘が既に上がっているところでございます。個別相談とか住民説明会をやると、財物に対して皆さん大変関心が高いという反応がございます。ただ、基準だけでは、私は幾らなのというのがわからないので、具体的な質問にはなかなか至っていないというところが、一般の方の反応でありまして、9月1日・2日の住民説明会に参加した上で相談したいという方が結構おられます。

あと、現在は先行仮払いということで請求書が避難指示区域の住民の方には送られているのですが、一部、送られてこないという住民の方がおられたり。その場合に、現在、登記情報でやっていますので、登記しないともらえないのでしょうかというような、本賠償のときもやはり登記は必要なのでしょうかというような質問が、ある意味ごもつともというところがあって、それについてよく聞かれることなので、全体説明会などでも「その辺はまだ検討中と聞いています」というふうな答えを、聞かれればしているわけですが、できるだけ早くその辺についてはっきりしてもらおうと、住民の方も安心されるのかなと思っているところでございます。

以上です。

○守本参事官

ありがとうございました。

それでは、先にこの「よくある質問について」と今後の説明会スケジュールのご説明をお願いします。

○市川課長補佐

資料4-2でございます。住民説明会等におけるよくある質問ということで、ここで出させていただいているのは、除染に関する事、不動産に関する事、今、保住所長からもお話がありましたように、私どもの室として賠償基準の住民説明会等々に参るとこのトピックスについての質問が非常に多いということで、中身をまとめさせていただいております。

一つひとつは申し上げませんが、こういうような住民説明会、また、それを主催していただいた自治体等から、個別の詳細なご質問があった場合には、その取扱いについて関係者で検討をし、Q&Aの形でまとめて、これをしっかりと自治体にお返しするというようなことを現在繰り返しておりますし、今後も説明会等々で新たな疑問、質問等が出た場合には、このような形でまとめて、逐一、自治体に返すというやり方をやらせていただきたいと思います。

もう一つ、資料4-3でございますけれども、たびたび申し上げますように、賠償基準

につきましては、賠償基準の公表後、その中身についての説明会を、経済産業省、場合によっては東京電力も一緒に回っているところがございますが、その今わかっている時点での具体的なスケジュールについてお示しさせていただきます。

葛尾や双葉、大隈が中心でございますけれども、この時点で該当の市町村から説明会をやれというご指示を受けまして、具体的にこういう日程を組んでおりますが、ここに掲げられていない自治体につきましても、9月10日以降、また10月に入っても、賠償の説明をぜひやれというようなご指示も受けているところもございますので、こういう住民説明会も引き続き丁寧にやっていくということを考えております。

以上でございます。

○守本参事官

ありがとうございます。

その説明会に継続的に出ています杉本企画官がおりますので、何か感じていることがあれば、ご紹介いただければと思います。

○杉本企画官

まさに今この住民説明会を、私や事務局におります志間が中心になってやらせていただいておりますけれども、特によくある話は、資料4-2の2枚目の不動産に関する賠償のところで、この賠償額だけでは新たな土地・家屋を取得することが困難だと、いわきや郡山に住もうと思っただけけれども、この額では全然できないというような意見が非常に多いと感じております。それについては、賠償の考え方は事故前の価値というものを賠償させていただくのが基本なのだという事と、包括方式といったものも準備させていただいて、賠償でできる世界でできるのはこういうことなんですということを丁寧に説明するしかないといったような状況がひとつあります。

あと、足りないということについて個別評価というのは、建物についても2つの方法が適切でない場合は、個別評価をしっかりやらせていただきますとか、あるいは、家財についても個別評価というのは、これに納得いかない、高額なものがある場合は個別で積み上げでやらせていただきます。この個別評価ということを言うと、会場の人もみんな「うん、うん」とうなずいて、「そうか、そうか」と納得感が多少あるかなと。逆に言えば個別評価に対する期待がものすごく強くなっているのではないかなというのはあります。

ちょっとここで「えっ」と思ったのは、家財の個別評価のところ、高額な家財について清掃・修復費用等の実費を賠償すると。資料4-1の2枚目の(3)に家財の賠償がありますけれども、清掃費用、あるいは、修復した上で持ち出してください、その持ち出し費用も賠償しますという

考え方なのだろうと思いますけれども、住めていない間ずっと使えない、これはもう毀損するんだから、例えばうちは何百万もする仏壇を持っているというようなお話が住民説明会でもありました。そういう場合はこうですよという説明はまだ一切しておりませんし、そういったものについてはしっかりと個別に評価させていただきますと、住民説明会ではそういう説明をして、かつそんなものなんだと思っているところが強いのではないかなど。

だから、この個別評価にすごく期待がよっているところがあるかなど、繰り返しののですが、そのところを今後どのように、「うそつき」と後から言われぬような言い方をどのようにしたらいいかというのは今感じているところでございます。

とりあえず印象ということで、以上でございます。

○守本参事官

ありがとうございました。

それでは、本日説明する事項は以上でございますので、これまで全体として説明していただいたことも含めて、どのようなテーマでも結構でございますので、ご意見、ご質問いただければと思います。

せっかくですから、東京電力さんのほうから何かございましたら、お願いします。

○小川室長

本日ご説明はなかったのですが、配付していただいている資料の中で、参考5の総括基準の要点の中の、昨日、発出されました、ページの通し番号で言いますと、9ページ以降の観光業の風評被害に関する総括基準についてお尋ねしたいと思います。

お尋ねの趣旨をご理解いただくためにちょっと前置きをさせていただきます。私ども、紛争審査会の中間指針で明記されていない損害について、特に最初のころの対応において指針に書いてないから賠償できないといったような対応で、相当おしかりをいただきました。冒頭に神本政務官からも柔軟な対応が大事だというお話、これは今日だけではなく、これまでの円滑化会議でも度々いただいていたところでございます。したがって、そういったご指導も踏まえまして、私どもとしては個別具体的な事情に応じて相当因果関係の有無を判定し、賠償の対象として類型化した上で賠償の実施に移すということに、微力ではございますが、これまで努めてきたところでございます。

既にご紹介いたしましたとおり、中間指針では明記されていない山形県米沢市、あるいは、千葉県の一部地域におきます観光風評被害につきまして、関係者の方々からデータ等もいただきながら、精力的な協議を重ねて賠償基準を定めて、賠償金のお支払いを進めているところでございます。また、福島県を除く東北5県の事業者様との間でも、観光風評につきまして賠償協議を進

めておりまして、現時点で成立が間近な状況、まだ成立はしておりませんが、そういう状況でございます。

9ページ以降の昨晚公表されました総括基準では、東北5県及び千葉県の全域において、原子力発電所事故による観光風評被害の相当因果関係を認め、また、事故による損害への原子力事故による寄与度を7割、修学旅行等の場合は10割というふうに定められているところでございます。この内容は、先ほど述べました、これまで私どもが各地域の関係事業者の方々と協議・決定してきた内容とは多少異なる点がございます。

もっともこの総括基準を深く読ませていただきますと、7割、10割といった寄与度合いにつきましても、これ以外の割合が認められないというものではないとされておりますけれども、その寄与度を下げる主張をする場合には、そのことをその主張をする者が立証することが義務づけられている、そういった内容だということでございます。大変前置きが長くなりましたが、この総括基準について、大まかに3点ほどお尋ね申し上げたいと思います。

まず1点目でございますが、東北5県及び千葉の全域におきまして、私どもの事故と観光風評被害との間に相当因果関係があると認定された理由と言いますか、根拠というのはどういったものなのかを教えてください。

それから、先ほど来申しております寄与度の7割あるいは10割といったものが設定された根拠がどういったところにあるのか。総括基準を深く読ませていただきますと、幾つかの要因を総合勘案したといったような記述が読んでとれるのですけれども、もし可能であれば今この場でもう少し詳しく教えていただけるとありがたいと思います。

3つ目の質問は、今お尋ねした2つ目の質問と関連するわけでございますけれども、私どもは、これまでADRの和解例の中でこの関係区域、福島県を除く東北5県あるいは千葉県に関連して成立した和解例が1例あると承知しております。そこでは7割を一律に適用するのではなくて、3月が10%、4月が50%、5月以降が7割と、こういうふうに段階的に適用されて和解に至っている例があると存じております。そういった中で、一律7割をいわばデフォルト化されたことについて、これは先ほどの2の質問と重なると思いますけれども、教えていただければと思います。

大変長くなりましたが、よろしく願いいたします。

○守本参事官

では、文科省のほうからお答えできる範囲でよろしく願いします。

○野山室長

この総括基準を決定した後いろいろお話は聞きましたが、前置きに対するお答えとしては、私どもは新聞報道しか知らなかったわけですが、福島県以北の東北5県について、米沢市につい

て認めた以外は全く交渉の前進がないとか、そういう新聞報道にしか接しておりませんでした。この点については、今後何らかの情報収集が当センターの立場においてできるものであれば、そういう方法も検討したいと思っております。相当因果関係を認めた根拠につきましてもこの総括基準に書いてあることに尽きるわけでございます。

中間指針そのものにつきまして、例えば、群馬県はなぜ第7のⅢの①の類型にあたるのかということについても、結論だけが書いてあるだけで、専門委員の報告書等を見ましても、それほど詳細な資料が出ているわけでもございません。今年の何カ月も前のころに国内観光業、これはこの県に所在する事件のみならず北海道とか、埼玉、山梨とかの関東甲信越、ここに書いていないいろいろなエリアの事件を担当している方々も含めていろいろ協議をした結果でございます。

7割、10割というのも、そこをスタートとして当センターにおける事件の協議を始めるのが相当だと、そこにおいて出たいろいろな意見の標準値ということになるわけでございます。例えば、中間指針におきまして、茨城県が第7のⅢの①の類型として指定されております。しかし、皆様ご承知のとおり、茨城県の観光地につきましては、著しい津波の被害を受けたエリア、公知のエリアもあるわけでございますが、そういうものも全部一括りにして、原則として因果関係があるというふうに指定した上で、津波・地震の影響なども考慮してと、そういうアバウトな書かれ方がしてあるわけでございまして、それと同程度のアバウトな定め方をさせていただいているところでございます。

例えば、JR常磐線は東日本大震災で激甚な被害を受けまして、福島県内のみならず水戸駅も著しい被害を受けたという周知の事実がございまして、鹿島臨海鉄道なども路肩が何百メートルにもわたって崩れるとか、そういう著しい被害を受けている。したがって、例えば、常磐道はとりあえずの応急復旧は早かったようですが、道路公団、今何と言いましたっけ、ちょっと失念しましたが、旧道路公団は、安全には気をつけて運転してくださいみたいなことで3月中に何とか復旧してはいますが、JR常磐線は、水戸まで3月末に何とか普通列車が開通し、スーパーひたち等が運転され出したのが4月、1カ月以上経過ですかね、それでもⅢの①の類型なわけです。

そういうことは全部、東京電力さんのほうで原子力損害ではないということが簡単に立証できる状態でございます。したがって、東北道、東北新幹線の復旧時期につきましても、公知の事実として。そういう時期について7割と主張しても7割にはならない。それは容易に立証できることだと思っております。他方で、標準的なスタンダードとしては、それまでのいろいろな事件、東北のみならず北海道とかいろいろな事件の東京電力さんの主張・立証なども考慮いたしまして、スタンダードとして、8割という意見もありましたけれども、控えめに7割ぐらいをスタートとして考えればいだろうという意見が多数であったわけでございます。

そういうことをごさいますて、あとは個別に立証していきながら解決をするということに、私どもとしては尽きるわけをごさいます。それは容易に立証できる事項もあるでしょうし、立証が難しい事項もあるかもしれませんが、今後の東京電力の立証も見ながら合理的な解決をしていきたいと考えております。

質問の3つ目は何でしたっけ。

○小川室長

3つ目は今の2つ目とかかわるんですけども、一つはADRセンターで和解させていただいた件で、3月が10%、4月が50%、5月以降が70%の事故の寄与率という解決がされたものがあったと思っているのですが、こういう……。

○野山室長

今申し上げたとおり、一般的に観光客が多い地域からの交通の復旧度合いなども、当然、時期ごとに考慮されていくと。震災直後であれば、地震・津波の影響がいろいろなエリアで3割よりも大きくなり、7割よりも小さくなると、これを当然の前提といたしておまして、ある程度落ちついた時期をイメージして一つのスタンダードを出しておいたほうがいいということで、7割という意見が多かったと、こういうふうにご理解いただければと思います。

賠償の終期につきましては、不特定の観光客を相手にしている場合は、おのずと観光客の減少がこのぐらいのところまでおさまればおさまったというふうな見方ができるかと思いますが、毎年継続して、例えば、20年、修学旅行としてずっと利用していただいた学校が、東北地方は嫌だということで打ち切られた場合、それは23年度分だけ賠償すればいいというわけにもいかないということもごさいますので、そのあたりは時期的なことも一律に申し上げるのは適当ではないという判断もあるところをごさいます。

○守本参事官

よろしいですか。

総括基準の話が出てきたので、やや興味本位な質問になって恐縮なのですが、今まで総括基準が、全体で幾つ出ているのか私も詳細に覚えていないんですが、10を超える本数が出ていると思うんですね。例えば、これまでの和解成立の中で、総括基準に沿ったものというか、それによって加速されたものはどの程度かといったようなことはわかりますでしょうか。

○野山室長

今、当センターは人手不足でそういうことにきちんと答えられるような調査ができておりません。今現在の私の記憶の範囲で申し上げますと、非常に効果があったことが間違いないのは、個人の警戒区域等からの避難者の避難費用の増額事由はあの総括基準で項目が整理され、主張・立

証も双方、総括基準を意識してなされるようになってきました。取り上げる基準につきましては、総括基準で具体的に例示したものがほとんどです。

あの総括基準は念のためにバスケットクローズとして、その他これらに匹敵する事項みたいな項目もつくっておりますが、おおむね具体的に指摘された事項で議論の応酬がなされるようになっていく状況ですね。ただ、今度は上げ幅の問題がございます。あの総括基準は上げ幅について具体的に書きませんでしたので、解決例の落ちつき先が流動的かなと思っております。

今、口頭で回答できるのはその程度でございます。

○守本参事官

どうもありがとうございました。

若干時間もありますので、機構さんのほうから何かご意見、ご質問等あれば。

よろしいですか。

それでは、文科省さん、ほかに何かございますか。

○篠崎総括次長

一点、もし差し支えなければ教えていただきたいのですが、今日の資料で検討課題というものがあつたと思ひますが、あれは避難区域見直しに係る検討課題として、今後の論点として大きなものということで整理されているのではないかと思ひますが、区域見直し以外の、もうちょっとブロードに見たときの、賠償全体を見たときに、あそこにあるもの以外で大きな論点が今存在しているかどうかということ、あるとするとどういうことが起こりそうかということも一応視野に入れておいたほうがいいのかなと思ひているんですが、その辺で何か問題意識をお持ちでしたら、教えていただきたいのが一点。

それから、たまに言われるのが、自治体の損害をどういうふうにも賠償するかということで、個人さんと法人さんのやつは先ほど東電のほうからもご説明があつたと思ひますが、幾つかの自治体は既に賠償請求をされているのだと思ひのですが、それについてのお支払いとか請求の状況とか、その辺がわかれば差し支えない範囲で教えていただくとありがたいと思ひます。

○守本参事官

それは私のほうからお答えをさせていただきます。本日扱わなかつた議題の中で一つ大きなものとして残っているのは自主避難です。これは2つのお話がありまして、1つは、先ほど東京電力のほうから自主避難についての支払いの状況が出ましたけれども、これは期間的には去年の3月から12月、それに対応するものであります。その定額部分なので、それを突き抜ける実費の部分についてどう考えるのかということ。

もう一つは、指針のほうでも1月以降についても通常の人を基準にして避難をしたいという心

理が働くときには相当因果関係が認められるという書き方になっていて、これをどう解釈して運用していくのかといったようなところ。この部分は福島県との相談がかなり重要になってくるわけですが、今、本音の話で言うと若干、水面下でお話はさせていただいているのですが、まだ解決策が見えてきていないという状況ではあります。それが一点。

それからもう一つ、先ほどご指摘のあった自治体の請求というのがございます。現状については後ほど小川室長のほうからでもコメントいただければと思いますけれども、これも非常にややこしい問題がありまして、例えば特別交付金との関係をどういうふうに整理するのかといったような問題があつて、幾ら幾ら払えばいいという問題でもないで、そういうところをほぐしていく必要があるといったようなところが、まとまりのある問題としてあるのではないかと思います。それ以外にも、除染との関係で細かい議論がございますので、これを片づけていかないといけないといったことも残っています。そういうものを一つひとつつぶしていくというのが今後の課題と思っています。

○小川室長

2点目の自治体からいただいている損害賠償の請求に対する対応でございますけれども、多少補足させていただきますと、一部、例えば下水あるいは上水の汚泥処理に係る処理の費用とかいったものについては支払いを始めているところでございます。ほかにモニタリングの費用とか様々な請求をいただいておりますが、その部分に対する賠償はまだ手がついていない状況でございます。

現状といたしましては、たくさんいただいておりますご請求のうち、まずどれからお支払いさせていただくか、どのあたりを特に急いでおられるかといったようなことを、私どもの出先機関が各自治体にお話を伺っている最中でございまして、その状況が集まりましたら、特に急いでおられるところから賠償させていただこうといったようなことで、検討を進めているところでございます。

金額は、今、手元にはございませんので、申し上げることはできませんけれども、概括的に見るとそういう状況でございます。

○守本参事官

ほかにございますでしょうか。

もしないようでしたら、時間もそろそろということもありますので、最後に、副大臣及び政務官からコメントを頂戴したいと思います。

それでは、まず柳澤副大臣、お願いしたいと思います。

○柳澤副大臣

冒頭にもお話させてもらったのですが、今まではどちらかと言えば総論で進んできました。しかし、これからは賠償も財物賠償を含めて基準を出して完全に個別の議論になります。それから、環境再生事務所の除染のほうも一件一件確認をして、個別の議論になってきています。また、中間貯蔵も含めて今度は市町村によっても大きな違いが、今までは双葉8町村プラス避難をした4町村、大きな違いはなかったのですが、8町村の中でも川内村、田村市のように区域の見直しをしたところと、まだまだ区域の見直しが進まないところ、それぞれ違いが出てくる。これからが本当の本番というか、むしろこれからが大変になるという思いが今しています。

住民説明会も、復興局、それから、私たちの現地本部、環境再生事務所、できるだけチームを組んで説明に行こうと。省庁の壁、組織の壁を取り払って進めないとうにもならないというお願いを強くさせていただいているところです。ですから、正直言いますと、帰還というものも一度どこかで整理していかないと。例えば、去年の9月30日に解除した旧緊急時避難準備区域、精神賠償も8月末と言っているのが延びていくようになりますし、賠償も、先ほどあった自主避難にしても、12月までのやつがその後はどうなるんだと。私は、賠償を引っ張れば引っ張るほど、ある意味帰還が遅れてしまうのではないかと懸念を強く持っています。

賠償では根本的な解決が進まない、むしろ賠償の後に政府あるいは県も絡んで、帰った後の支援策、帰っていただいた後に雇用、企業の誘致も含めて、どう支援策を組み合わせていくかというところに来ていると思いますから、賠償問題も大変なのですが、できるだけ塊というか、ADRさんのほうでもどういう問題が上がってきて、それがどういう塊になっていて、ある一定の基準があれば、それが前例となって、次の人たちにもきちんと説明される。あるいは、賠償にしても、一人ひとり価値観が全然違いますからね。

それがこういう基準でこういう解決をもうしてきていますから、これが一つの判定基準になりますということも含めて、私たちは具体例として、その辺の情報の積み上げもしていかなければいけないだろうと思っています。この問題は100パーセントの満足というのは絶対得られないんですね。一円も多いほうに流れますし、もっと大きいのは比較感なのです。隣とうちの違い、家財一つとっても、うちの家財は違う、木一本とってもという比較感の中でそれが広がってしまうので、ちょっと言い過ぎかもしれませんが、一つひとつ押さえ込んでいく部分をとらないと、このままいくと爆発してしまうのではないかなというぐらいの懸念をしています。

東京電力さんにも、報告があったように、例えば自主避難の144万人、3月9日から受付をしたときにも、廣瀬さんと、はがきだけでも何万通と出すから郵便局が配達できるだろうかという心配をしたのが、順調に進めていただいた。量の問題というのは余程大変であっても腹をくくってやれば解決がいくんですが、質の問題になってくると、個別の課題になってきますから、この辺

をぜひこの円滑化会議の中で情報の共有化をする。

あるいは、ADRさんのほうでこういう塊がポイントであるから、東京電力にもこういうところをぜひフォローしてくれと、こういう基準で解決したから、これを一つの事例として使ってほしいといったような。ただ、ADRさんの立場というのは、守秘義務とか、情報を出してもらえないかわからないんですけども、私たちも今、リエゾン、あるいは、市町村に派遣したメンバーに、情報を全部、福島の全体のところに持ってこいと。それに対して一つひとつつぶし込みをやるろうと。今までの3倍も4倍もみんなには頑張ってもらうしかない。住民説明会も今までの住民説明会よりもはかるに大変でつらい説明会になるのを、真正面から受けるしかないのだというお願いをしています。

その中で賠償問題というのは大きな課題の一つになりますので、この円滑化会議の中でもできるだけ情報の共有化をして、必要であれば逆にADRさんから東電さんにこうしたほうがいいのかという情報が下りる、あるいは、東電さんからも率直にADRさんのほうにこんな問題を抱えているんですけどという相談をする。この円滑化会議でしか言えないということではなくて、事務局も窓口になって、その辺の情報の共有化をぜひ進めていただきたいと思いますので、これからも皆さんには、今まで以上の大変なご尽力をいただくことになると思いますが、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

○守本参事官

ありがとうございました。

それでは、神本政務官、お願いいたします。

○神本政務官

どうも今日はありがとうございました。私のところに陳情に見えた、どこの町だったか忘れたんですけども、その方がおっしゃったことを思い出しました。子どもが買ってもらった学用品を学校へ持っていくと、ほかの子から「おまえのところは賠償金をもらっているからいいな」というふうに言われて、子どもが傷ついているということをおっしゃったのですね。それは、大人たちがそういう話をしているから、子どもがそういうふうにするのではないかということで、この賠償問題というのは、生活を再建して行って、精神的損害も含めて、それに寄与するようなものでなければいけないんですけども、どこから見ても、誰が見ても、きちっと法にのっとった公正な賠償が行われているということが、実際に受ける方、受けない方、受ける額がいろいろという、どこから見てもということが理解される必要があるなということ、その陳情を受けて思いました。

東電さんのほうでも非常に努力をしていただいて、また、経産省、ADR、それぞれが総括基

準や賠償の基準をきめ細かく、こういったところで情報共有をしながら、子どもたちの会話にそういうことが出てこないようにということも、文科省だから何とか教育してくれというご要望だったのですけれども、それは今教育することではなくて、大人たちがきちんとやっていく必要があるなと思いましたので、一言つけ加えます。

○守本参事官

どうもありがとうございました。

また、本日いろいろご説明、ご意見、ありがとうございます。

先ほど、また今日5時45分からプレスレクしますので、その概要をお配りいたしました。本日は比較的事実関係が多いので、もし何かあれば会議後にご連絡をいただければと思います。

それから、次回の日程でございますけれども、これはまた改めて調整の上ご連絡をさせていただきたいと思います。先ほど政務官からもご指摘ございましたけれども、町村の調整に我々もかなり精力を使っています、開くようにできず、大変申しわけございません。もともと出発のときに月1回ペースということで、それを目途にということでやってきておりますので、日程調整をさせていただきたいと思っております。

また、本日の議事概要については、関連資料とともにとりまとめて公表させていただきたいと思っております。

それでは、これもちまして、第6回原子力損害賠償円滑化会議を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

—了—